

# 戦後における中華民国北平（北京）市政府の 公文書管理

宋 舒 揚

## 【要 旨】

本稿では、中国北京市档案馆所蔵の中華民国北平市政府档案（アーカイブズ）に基づき、文書のライフサイクルに沿って、戦後(1945～1949)における北平市政府公文書作成、整理、保存、移管、接收等の段階を考察し、その公文書管理の実態を明らかにした。

北平市政府は戦後、公文書処理の効率化を目指し、戦前・戦時中の文書改良の成果を継承しながら、さまざまな取り組みを試みた。また、戦時中の散逸、盗難等を経て、秩序が乱れた文書に対し、北平市政府は戦後における憲政移行の動きに対応しつつ、組織構成および職掌を基点とした分類編成を行った。一方、当該文書は保存の面では不備があり、現場の管理者による勝手な廃棄をもたらす場合もあった。移管に関しては、北平市政府は所管の公文書の一部を国のアーカイブズである国史館と、国民党のアーカイブズである国民党党史編纂委員会に史料として提供した。

当該档案は中華人民共和国成立後、北京市档案馆に移された。同館は当該文書群の原秩序に基づいた編成をし、アーカイブズの公開利用やデジタル化等に力を注いでいるが、記述には改善の余地があると考えられ、歴史学とアーカイブズ学のさらなる連携が求められる。

## 【目 次】

はじめに

1. 北平市政府の組織構成と北平市政府档案
2. 公文書処理のプロセスとその改良
3. 分類編成
4. 保存、利用と廃棄
5. 移管と接收

補 論

おわりに

## はじめに

近年、歴史公文書がますます注目を集めるようになってきている。なかでも、公文書処理のプロセスが行政における意思決定に相当するものであると認識されており、意思決定過程の反映として、決裁文書に至るまでの原議等の重要性が強調されている<sup>1)</sup>。日本史研究では、すでに豊富な研究蓄積があり、アーカイブズ学(記録史料学)と歴史学は、互いに記録史料と密接な関連性を持つ学問として、協力関係を深化させている。

だが、中国近現代史に関しては、南京・重慶国民政府が展開した行政効率運動の一環としての公文書改良や、行政三聯制等に関する研究<sup>2)</sup>、そして史料紹介のために作成された指南書はある程度存在するものの、管見の限り、公文書管理自体の歴史に着目した研究は少ない。とりわけ日中戦争後(以下、戦後と略称)における憲政移行の潮流にともなった、公文書管理においてのさまざまな動きについては、アーカイブズ学の視点から未だに十分に検討されていない。なかでも、北京市档案馆所蔵の北平(北京)市政府档案(アーカイブズ)の状況に関しては、ほとんど看過されてきた。

民国期の公文書管理は、清朝とそれ以前の伝統を継承しながら、西洋の理念を取り入れたものといわれるが、古い慣習を因襲した部分があり、公文書様式の煩わしさや処理の遅延等に対する批判が絶えなかった<sup>3)</sup>。このような状況を改善すべく、国民政府は1930～1940年代を通して模索し続けた。日中戦争が終結した1945年以降、北平市政府は行政効率の向上を図るため、日中戦争前の源流を汲みつつ、国民政府行政院の指導のもとに文書管理の改良と公文書の整理を試みた。この過程は断片的とはいえ、北京市档案馆所蔵の北平市政府档案を通じて検証することが可能である。

戦後の北平市政府に着目する最たる理由は史料面にある。戦時中の散逸、盗難等を経たものの、当該期の北平市政府公文書の保存状況は比較的よく、文書群としての連続性、一貫性を有している。さらに、当該档案はデジタルアーカイブズとして北京市档案馆のホームページにはほぼ全部公開されているため、そこから現在の記述編成の全容もうかがえる。

よって本稿は、現在残る北平市政府档案を手がかりにし、アーカイブズのライフサイクルに沿って、現用段階と非現用段階に分け、戦後における北平市政府の公文書作成、整理、保存、移管、接収等を考察しながら、それらのプロセスが今日における編成利用に与えた影響を検討する。そして最後に補論として、当該文書の今日における記述編成と公開利用の状況を紹介し、その問題点を指摘したい。

本題に入る前に、いくつか名詞の定義についてふれておきたい。まず、「档案」と「公文(文書)」の使い分けに関しては、すでに当該期においてさまざまな見解が存在した。たとえば、档案は文書の一部という認識もあれば<sup>4)</sup>、公文と档案は同じものという認識もあった<sup>5)</sup>。北平市政府

1) 中野目徹『公文書管理法とアーカイブズ』東京：岩田書院、2015年、13～17頁。

2) 李琪『「行政三聯制」研究』上海：上海人民出版社、1995年。

3) 裴燕生ほか編『歴史文書』北京：中国人民大学出版社、2003年、342～346頁。

4) 蔡天石編『県政府档案管理』(出版地不明)：四川省政府、1940年、「弁言」。

5) 傅振倫『公文档案管理法』貴陽：文通書局、1947年、20頁。

アーカイブズの文脈に即してみれば、処理が完了していないものを公文、そしてファイリングされたものを档案と、それぞれレコードとアーカイブズに近い意味で使い分けられていた。また、整理されたファイル自体を「文巻」、「巻宗」（案巻）と呼ばれていた。一方、南京国民政府が公布した「公文程式」（1928年10月公布、のちに改正あり）により定められた「公文」という用語は、上級機関と下級機関、政府機関と社会団体および人民のあいだの往来文書を指すものであり、組織内部の文書は含まれない。たとえば、法規、機関内部の文書（決裁を仰ぐために作成した原案、会議録）、および電報、宣言等いわゆる通用文書は、厳密に言えば「公文」ではない<sup>6)</sup>。ただ、実際ではこうした厳格な区分はなされず、北平市政府内部においては「公文」を公文書という意味で使っていた。実際の公文書処理のプロセスでも、それらの内部文書は外部文書と区別されることなくファイリングし保存されたため、本稿では、このような当時の職員が職務上に作成した非「公文」の文書も検討の対象とする。

## 1. 北平市政府の組織構成と北平市政府档案

公文書管理を論じるためには、まずそれを生み出す組織の構成を把握しなければならない。そこで本節では、北平市政府の組織変遷を簡単にまとめておきたい。

明清から北京政府時期まで中国の首都であった北京は、南京国民政府の成立にともなって、首都の地位を失い、1928年6月に北平と改称され、国民政府直轄の一特別市となった（のちに行政院直轄市。一時期は特別市ではなくなり、河北省の省政府所在地となっていた）。特別市組織法は、特別市に財政、土地、社会、工務、公安、衛生、教育の7つの局を設置し、それぞれ市の行政事務を分担することを規定している。また、市政府内部においては秘書処が設置され、上記以外の事務および文書、庶務等を担当し、その長を秘書長とする<sup>7)</sup>。北平市政府も同法にしたがって組織された。その後、1949年の政権交代に至るまで、日本占領期を挟んで、幾度の増減を経たが、組織としての構造に一貫性があった。

北平市政府は1937年の日中戦争勃発直前に、組織の併合、撤廃により、社会局、公安局、財政局、工務局、衛生局と5つの局を有していた<sup>8)</sup>。戦争を終えた1945年、所轄局は財政局、教育局、社会局、地政局、衛生局、工務局、公用局、警察局と8つの局に増え、1947年にさらに民政局が新設された<sup>9)</sup>。

当然ながら、部局が併合、撤廃されるたびに、多くの公文書が移管されることは避けられなかった。たとえば、1932年7月6日、教育局は廃止され、社会局に吸収された。その際、教育局のすべての文書が社会局に移管された<sup>10)</sup>。しかし、1938年6月10日、北平を占領した日本当

6) 前掲『歴史文書』、356～362頁。

7) 「特別市組織法」南京：『司法公報』1928年第15期。

8) 「北平市政府組織規則」北平：『北平市市政公報』1937年第390期。

9) 「北平市政府組織規程」北平：『北平市政府公報』1947年第2巻第9期。

10) 「北平教育局所属校長、職員及図書文巻等各項清冊」、北京档案館所蔵、J004-001-01633、1931年。本稿が利用した档案はすべて北京市档案館所蔵のため、以下は所蔵機関を省略する。なお、年代については、北京市档案館の目録に基づき、なるべく精確に直してみたが、確定できない場合、年のみ記した。

局の意向により、教育局は再び設置され、社会局が所有していた教育関係の文書が新教育局に戻された<sup>11)</sup>。当時の接收目録<sup>12)</sup>を見てみると、文書の引き継ぎは丁寧に行われたようである。

さらに例をあげれば、戦後北平市政府組織における一つの大きな変更は民政局の設立である。従来の市組織法では民政局は必ず設置しなければならないわけではなかったため、戦前の北平市も民政局を設置していなかった。しかし重慶国民政府は、戦時中の憲政移行の潮流に応じ、孫文が定めた訓政から憲政へ移行する要件である地方自治の完成を実現させようと動き出した。地方自治を推進するのにあたり、戸籍管理の一元化、人民による選挙の実行等が急務となった。そこで、市レベルにおいても、民政局はそれらの業務を担当する部局として設置されることになった。1947年2月、北平市民政局が成立し、社会局から自治、選挙、宗教および禁煙業務等、警察局から戸籍業務とそれぞれの業務を引き継いだ<sup>13)</sup>。これにより民政局と社会局、警察局のあいだで大量の档案の移管が行われ、後述の秘書処の档案管理にも影響を与えた。また、前述のように、移転をきっかけに、文書の整理および（数量を中心とした極めて簡易なものだが）目録が作成された。それらの目録はある程度、当該部局の档案の全容把握に寄与できると考える。

現在北京市档案馆の所蔵目録では、「北平市政府」を題する全宗（フォンド）はあるが、これは北平市政府の内部組織である秘書処、参事室、会計処等を中心とした文書群であり、直轄各局の档案は含まれていない（それぞれ別フォンドになっている）。全体および上下の相互関係という観点から、本稿の用いた「北平市政府」は各局を含めた、広い意味での北平市政府を指している。また、北平市政府における公文書管理の中核である秘書処をめぐって論を進めるが、直轄各局の状況についても考察の対象とする。

秘書処は、北平市政府の各機関と市長を結ぶ組織として、市長および秘書長のもとで市政を統括し、市政府の公文書作成も担当した<sup>14)</sup>。その内部組織は図1から見られるように、市政の内容に即して科を設置し、扱う公文書の内容も市政全般にわたり、直轄各局の業務内容に呼応している。そのような仕組みは後述の档案分類、管理にも影響を与えた。

秘書処の档案は元来、原課ごとに管理されていたが、戦後に第一科档案股が一括して管理した（詳しくは第3節を参照）。直轄各局の公文書は基本的に各局内部に保存されたが、後述のように、保存年限や廃棄等、文書管理に関する決議は秘書処を通して市政府に報告し、市長の許可を得る必要があった。

ここまで見てきたとおり、北平市政府の公文書は基本的に原課に保存されており、戦後においては秘書処第一科档案股で集中管理する形式を採った。だが、当該期の档案学の専門家である周連寛が指摘したように、档案関係の部局は一般的には科レベルの下（「股」レベル）にあるため、科長による制約を受け、独立した地位を得ることができなかった。そこで周連寛は、

- 
- 11) 「臨時政府關於任命張鼎勳為北京市公署教育局長的令和教育局成立、局長就職、啓用新印日期事項的呈文給各機關的公函及北京市公署的指令」、J004-001-00454、1938年5月～8月。
  - 12) 「北平特別市公署關於教育局成立後社会局原管之督学室及其他應移交事務即日移交的訓令及教育局關於接收情形的呈文与社会局的往来公函等」、J004-001-00441、1938年。
  - 13) たとえば、民政局成立した際に、社会局所蔵の民政関係の文書が民政局に移された。「社会局移交關於民政部卷宗清冊及社会局接管各機關查送煙毒品移交清冊」、J002-007-00852、1947年。
  - 14) 「北平特別市市政府秘書処組織細則」北平：『北平特別市市政公報』1929年第3期。

档案管理をスムーズに推進するため、組織内において総档案室を設立し、その地位を少なくともほかの科に同じくする、すなわち科レベルにあげるべきだと提案したが、その実現は容易ではなかった<sup>15)</sup>。北平市政府もそうした体系を採らず、あくまで档案の集中管理にとどまっていた。

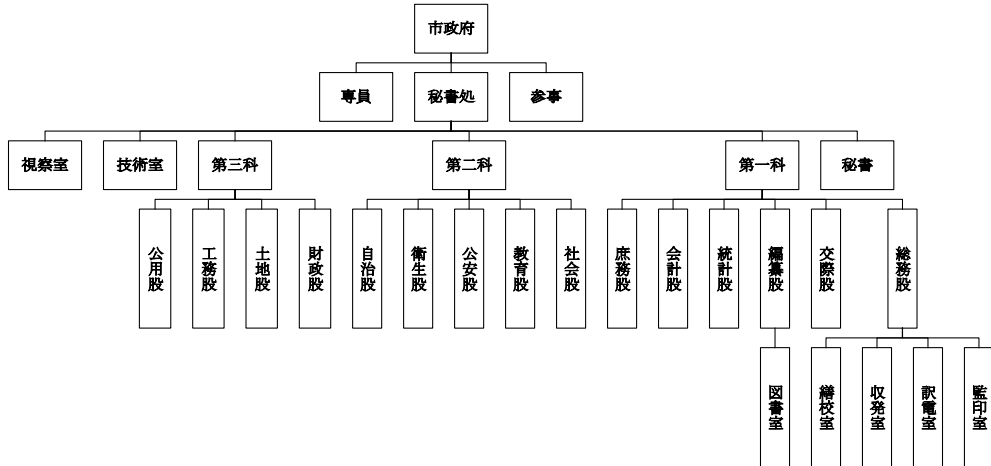


図1 北平市政府組織図（秘書處）「北平市政府組織系統表」（北平：『北平市政府行政紀要』1933年第1期）をもとに作成。

## 2. 公文書処理のプロセスとその改良

本節では、北平市政府の公文書処理のプロセスとその改良について論じる。

官僚制における文書主義の原則は、マックス・ウェーバーをはじめ、多くの学者に論じられてきた。民国期を通して、煩瑣な公文書処理がもたらした行政効率の低下はつねに批判されており、国民政府内部でもそういった認識があった。そのため、公文書処理時間の短縮による行政効率の向上は、行政改革の一環として、欧米諸国の理論を取り入れつつ、さまざまな取り組みが行われた。戦前においては、1930年代に甘乃光が主導した行政効率運動が代表的であり、なかでも文書処理の改良は一つの成果とされた<sup>16)</sup>。戦時体制および中央権力の集中に応じて、改良を目指す潮流は国民政府が重慶に移転した後もなお続いており、蒋介石の意見、そして効率向上を目的とした行政三聯制の実行も公文書処理に影響を与えた<sup>17)</sup>。

15) 周連寛『档案管理法』重慶：正中書局、1945年、9頁。

16) 孫宏雲「行政効率研究会と抗戦前の行政効率運動」開封：『史学月刊』2005年第2期。傅榮校：「論三十年代南京国民政府的文書档案改革」北京：『档案学通訊』2005年第1期。

17) 「蒋介石關於改良公文的手令」中国第二歷史档案館編『民国時期文書工作和档案工作資料選編』北京：档案出版社、1987年、378頁。「蒋介石对文武官員的訓詞（關於文書工作部分）」、前掲『民国時期文書工作和档案工作資料選編』、380頁。「蒋介石在中央党政軍提高行政效能行政三聯制總檢討會議上的講話（有關文書工作部分）」前掲『民国時期文書工作和档案工作資料選編』、381頁。陳雷、汪增湘「行政三聯制的考察」北京：『歷史档案』2006年第4期。

北平市に即してみれば、市政府の1935年に公文書処理の煩わしさについての検討が見られる。秘書処の報告によれば、他機関文書の受領からファイリングまで、主なプロセスは、収文（外部から文書を受取る）、呈閱（主任秘書の確認を受ける）、分弁（文書の内容により担当課に振分ける）、籤呈（仮案を作成し上司の判断を仰ぐ）、擬稿・会稿（原案作成）、呈判（決裁）、繕校（繕写、校閲）、印発（印刷、発送）、帰档（ファイリング）等があげられる。文書の内容を問わず、24もの手続きをしなければならず、最短でも3日を要した。そこで、秘書処は稟議のプロセスを若干改良し、手続きの短縮をはかった<sup>18)</sup>。

戦後に至り、市政府は戦前、戦時中の源流を汲み、他省の改革を参考しながら、行政院の指導のもとで文書改革を行い、1946年には定期的に検討公文会議を開いていた<sup>19)</sup>。手続きに関する細かい改良は、本稿では省略するが、主な取り組みをまとめると、横の面では「合府弁公」であり、縦の面では「分層負責・稽督公文」となった。

合府弁公は戦前に提出された「合署弁公」に遡る。1934年7月、国民政府軍事委員会委員長南昌行營が「省政府合署弁公弁法大綱」を公布し、それを共産党の掃討と関わる地域である湖北、河南、安徽、江西、福建等の省で実験的に施行した。「合署弁公」とは、ひとまず秘書処、民政庁、財政庁、建設庁、教育庁、保安処を省政府公署に併入し、それらの部局の文書を省政府の名義で作成し、受領と発送をすべて省政府秘書処に集中させることによって、省権力の統一および行政効率の向上を図るものであった<sup>20)</sup>。北平市の合府弁公もこれに準じたものであり、文書の集中管理を行っていた。すなわち、他機関からの文書を市政府収発室が開封し、摘要して（「摘由」という）相応部局に配る。公文書の発送は「府X（部局を区別するための略称、たとえば社会局は「社」、財政局は「財」）字第Y号」という名義を使い、ファイリングは部局各自で行う、という仕組みであった<sup>21)</sup>。

「分層負責」は、端的に言えば、文書の内容および重要度によって最高決裁権を定める方法であり、最高長官の負担軽減および文書処理の時間短縮につながるとされた。1937年7月に行政院行政効率促進委員会により公文書の分層処理が提案され<sup>22)</sup>、戦後に行政院はさらに「各級機関分層負責弁事細則」を制定した。これに則り、北平市政府は1946年9月18日に「北平市政府分層負責弁事通則」を公布し、市長、副市长、秘書長、参事から、各直属機関の一般職員まで、それぞれの権限を決めたうえ<sup>23)</sup>、文書処理については、同年10月4日に「北平市政府分層負責文書簡化実施程序」を公布した<sup>24)</sup>。また、「稽督公文」とは、公文書の重要度に応じて定

18) 「北平市政府秘書処關於公文各（ママ）式意見的報告」、J001-007-00046、1946年3月。

19) 「北平市政府第二至第九次検討公文會議記録等」、J001-007-00628、1946年1月17日～5月15日。「北平市政府第九次検討公文會議記録」、J001-007-00627、1946年10月7日。

20) 「省政府合署弁公弁法大綱」中国第二歴史档案馆編『国民政府政治制度档案史料選編（下冊）』合肥：安徽教育出版社、1994年、346～347頁。招宗勁「国民政府省政府合署弁公制度概述」広州：『中山大学研究生学刊（社会科学版）』、2003年第3期。

21) 「北平市政府關於合府弁公处理公文暂行弁法的訓令」、J001-007-00117、1945年10月。

22) 「行政効率促進委員会擬訂『改進各機関文書处理弁法』」前掲『民国時期文書工作和档案工作資料選編』、303頁。甘乃光「文書档案改革運動的回顧与展望」（1937年4月20日）前掲『民国時期文書工作和档案工作資料選編』、393～394頁。

23) 「北平市政府分層負責弁事通則」、J001-004-00263、1946年9月17日。

24) 「北京（ママ）市政府檢發分層負責文書簡化実施程序、稽督公文弁法的訓令及市政府秘書処關於提高行政効率改進文書处理弁法和教育局的来往函」、J004-001-00579、1945年10月～11月。だが、『北

められた期限内で、処理が完了するように監督する制度であり、最速文書の処理期限は1日以内、普通文書の処理期限は5日以内とされた<sup>25)</sup>。ほかにも、文書処理の速さを競い合う「文書処理競争」、「档案管理ワーク競争」等のキャンペーンが行われた<sup>26)</sup>。

ここで特筆すべきは、北平市警察局長の文書改良の成果である。警察局長およびその各分局は北平市の治安を担当しており、市政全般とも密接な関係を持つため、文書の量が多く、処理の効率が求められた。当局は1946年8月より定期的に文書業務会報（会議）を開くとともに、文書講習会の開催や、各分局の文書処理業務の検査、電話による業務伝達の推進等の措置を取り、公文書業務の改良に力を注いでいた。とりわけ警察局長内（末端組織を含む）では、「北平市警察局長公文処理弁法」が適用され、一段落一文、各段落の前に数字番号をつけるという簡潔な簡条書き形式が普遍的に用いられた<sup>27)</sup>。

総じて言えば、北平市政府の取り組みからわかるように、南京国民政府期の公文書改革は文書処理時間の短縮、すなわち効率の向上に重点を置いていた。また、決裁を経た文書は一機関の意思になるとはいえ、上述のような公文書処理のプロセスは責任を明らかにする仕組みがあり（たとえば、各段階の責任者は署名と捺印をしなければならない）、「分層負責」はとくに責任の明確化を求めるものであった<sup>28)</sup>。だが、当時の議論を見ると、依然として強い批判が寄せられていた。とりわけ公文書を封建官僚制の産物として批判する意見が根強く、責任の転嫁し合いや、政策は文書ばかりで実施しないことに対する不満も見られた<sup>29)</sup>。

### 3. 分類編成

本節では、秘書処を中心に公文書の整理、分類および利用について論じる。

北平市政府の公文書は、受領から発送までという一連の流れを経て、役割を果たした後は廃棄されることなく、引き続き現用または半現用文書としてファイリングされ、原課に保存されていた。その際に、文書は分類により番号が付され、付属文書とともに収蔵されていた。登録は順次行われ、巻頭に目録が付けられた。秘書処の規則によれば、ファイリングは毎月末に行われるとし、年末に装丁がなされ、整理した文書は年ごとに保存するように規定した<sup>30)</sup>。

戦前は文書の整理と保存は各科に任されていた。1934年4月の国史館設立に関する提案の審査結果（国史館設立の経緯は後述）により、檔案の整理および国立檔案庫への報告が義務付け

平市政府第九次検討公文會議記録』（J001-007-00627、1946年10月7日）によると、同「程序」および「稽督公文弁法」は10月1日よりすでに実施され始めた。

25) 「北平市政府令稽督公文弁法」、J001-004-00230、1946年9月。

26) 「北平市政府市政公報底稿」、J001-007-00543、1947年2月。

27) 「北平市警察局長抄發各項條例法規的訓令」、J181-004-00002、1946年。「北平市警察局長文書講習班課程表、文書手冊和公文處理程序講授大綱」、J181-001-00300、1948年2月。

28) 前掲『公文檔案管理法』、20頁。

29) 彭懷智「簡化公文与官僚惡習」蘭州：『甘行週訊』1945年第118期。芮浦「打倒八股文式的公文」北平：『太平洋月刊』1947年第1卷第1期。（作者不明）「公文手續実応簡化」天津：『民治周刊』1947年第3卷第10期。

30) 「修正北平特別市市政府保管檔案規則（中華民國十八年八月二十九日本府公布）」北平：『北平特別市市政公報』1929年第10期。「北平市政府秘書處保管檔案規則（三十五年十月十五日公布）」北平：『北平市政府公報』1946年第1卷第12期。

られるようになった。それに応じて、また行政効率の向上のためにも、北平市政府は檔案の整理に着手し、1935年に秘書処第一科、第二科、第三科は連名で整理計画を制定した。整理の対象は北平市政府成立時から当年度までの文書で、期間は6か月とした。棚等必要な設備の購入も計画に含まれた。当時は第一科に公安（警察）、社会関係の文書が一番多く、その次は教育、衛生関係であり、総計30万巻を超えたが、番号により装丁され、秩序は乱れていなかったという<sup>31)</sup>。

しかし、日中戦争および戦後の接収を経て、檔案の管理に混乱が生じた。具体的に言えば、一つは日本の占領に際した檔案の移転と紛失であり、もう一つは接収にともなった檔案の盗難である。戦後の報告によれば、日本軍は戦時中、北平市政府の檔案室を占領し、檔案を強制的に移転させた。それらの檔案は抗日等の内容が含まれたため、職員はとくに注意を払い、移転はいつも真夜中であったという。また人手は各科から臨時的に集められたゆえ、彼らは檔案の内容をよく知らず、移転するたびに秩序の混乱を免れなかった<sup>32)</sup>。転々とした末、他機関の檔案図書とともに中南海紫光閣に保存されるようになった。そして戦後の1946年5月3日に、盗難が発見された<sup>33)</sup>。その後、当該檔案は同年夏に西花園に移されたが、スペースが狭いため、一部の檔案は紫光閣に残されたままであった。あいにくその年は大雨の日が多く、建物に水漏れがあり、檔案にも水害をもたらした。その後、職員は修復を試みたが、文書の秩序がすでに乱れて、利用に支障をきたしたという<sup>34)</sup>。そのほか、戦時中の1938年12月15日に、北京特別市公署第三科卷宗室に火災が発生し、財政股、土地股、工務股、社会股の檔案の一部が焼失した。幸いなことに、工務股檔案154巻以外は保存期限が切れたものがほとんどで、大きな損失ではなかった<sup>35)</sup>。

戦後の1946年10月15日に公布された新たな規則により、すべての文書檔案の保管は第一科檔案股に統一されるようになった<sup>36)</sup>。管理しやすくなった反面、職員が足りず、3人で秘書処全体の文書管理を担当していた（1946年の時点で、各局を除いた市政府の職員数は273人）<sup>37)</sup>。日常の仕事量だけでも、毎日数十件にのぼった。加えて、檔案の整理も行わねばならなかった。当時の調査によれば、秘書処の所蔵檔案は占領期および戦後のものは大体完備しており、戦前のものは戦時中に散逸して欠けるところが多かった。さらに、戦後の統合にともない、檔案管理が第一科に集中した際に、文書の引き継ぎは数量の確認にとどまり、整理は行われていなかった。その結果、檔案の形はばらつきがあり、分類されていないものも多くあり、整理しなければ利用が難しい状況であった。よって秘書処第一科檔案股は1947年4月に3か月間をかけて檔案の整理を行うと提案した<sup>38)</sup>。

31) 「北平市政府關於整理檔案及各局処第五次処務會議記錄」、J001-007-00047、1935年。

32) 「北平市政府關於整理旧檔案旧卷弁法及標售廢紙的籤呈」、J001-007-00970、1947年。

33) 「北平市政府檔案股關於紫光閣書籍被盜案的籤報」、J001-007-00653、1946年5月。

34) 「北平市政府關於整理旧檔案旧卷弁法及標售廢紙的籤呈」、J001-007-00970、1947年。

35) 「北京特別市公署財政股關於卷宗室失火卷宗損失目錄」、J001-007-00061、1938年12月。

36) 「北平市政府秘書処保管檔案規則（三十五年十月十五日公布）」北平：『北平市政府公報』1946年第1巻第12期。

37) 「北平市政府各直屬機關組織員役及工餉（民國三十五年六月三十日）」北平：『北平市政統計』1946年創刊号。

38) 「北平市政府關於整理檔案旧卷弁法及標售廢紙的籤呈」、J001-007-00970、1947年4月。



分類編成については、当時はさまざまな方法があり、先行研究によれば、当時は以下のようないくつかの分類方法が存在した。まずはアメリカ国会図書館の十進分類法を参考した十進分類法であり、程長源の『県政府档案管理法』がその嚆矢である。さらに、十進分類法から発展した綱目分類法、差し出す機関別に分類する類戸分類法、分類しない管理法等があげられる。いずれにせよ、分類するのにあたり档案の内容ではなく組織の構成とその職掌が重要視されており、出所の原則をある程度反映できたという<sup>39)</sup>。

北平に即して言えば、北平市政府秘書処の档案分類は十進分類法を用いず、組織の職掌によってあらかじめ項目分類表を作成し、それに沿って編成を行うという形を採った。戦前、戦後を通して、門－類－案－目という4つの階層で編成を行っていた。項目は戦前、総務、法令、銓叙、考勤、統計、会計、外事、財政、審計、土地、社会、工務、公安、衛生、教育、公用、会議、調査、編纂、宣伝、交際、雑項、計23門があり<sup>40)</sup>、戦後は文書、社会、財政、警察、教育、衛生、工務、公用、地政、会議、編纂、雑項、計12門に統合された<sup>41)</sup>。さらに1947年7月5日、「文書」の次に「民政」を加えて、計13門となった<sup>42)</sup>。1947年7月に市政府が秘書処档案保管規則を改定した際に定められた分類表は表1のようであり、表2はその原案である。

表1 北平市政府秘書処第一科档案分類表（1947年7月）

門	類
一、文書門	法令甲乙 政務 党務 印信 人事 刊物 登記 密件 雑項
二、民政門	自治 役政 戸政 禁政 撫卹 宗教 礼俗 選挙 市区 寺廟
三、社会門	救済 農業 工業 商業 団体 劳工行政 小本借貸 壇廟 労資争議 経済
四、財政門	財務 税捐 金融 債券 田賦 公産 金庫
五、警政門	警政 保安 外事 交通 外僑 戸口 兵役 環境衛生
六、教育門	学校教育 社会教育 国民教育 教育団体 学術団体 電化教育 美化教育 教育経費 教育産業 文化事業 童子軍 青運 接収 師資
七、衛生門	環境衛生 防疫事項 医薬管理 禁毒事項 衛生行政 医院診所 屠宰衛生
八、工務門	土木工程 公有建築 道路橋梁 工務行政 溝渠河道 私有建築 水利
九、公用門	公営電廠 電車 公共汽車 公営水廠 度量衡検定監督 公園 公墓 市場 業務 広告管理 車両検査登記
十、地政門	土地行政 土地測量 土地転移 公産 官産 逆産 土地徵用 地価 地権 処理
十一、会議門	市政会議、会報
十二、編纂門	
十三、雑項門	

J001-007-00631「北平市政府關於制定、修正、廢止有關保管档案規則的令及函」をもとに作成。

- 39) 王光越「中国档案分類述略」中国档案分類法編委会編『档案分類文集』北京：档案出版社、1990年、231～235頁。職掌とは、行政機関の活動、行政の目的（民政、財政、教育、建設等）およびそのための手段（法令の制定、経費、人事等）を指すものとされる。
- 40) 「修正北平特別市市政府保管档案規則（中華民国十八年八月二十九日本府公布）」北平：『北平特別市市政公報』1929年第10期。
- 41) 「修正北平特別市市政府保管档案規則（中華民国十八年八月二十九日本府公布）」北平：『北平特別市市政公報』1929年第10期。
- 42) 「北平市政府秘書処關於修正保管档案規則等二条条文公布令」、J001-007-00882、1946年7月5日。

表2 北平市政府秘書処第一科档案股保管文卷依拠保管档案規則第二條十二部門分類卷目 (原案)

一、文書類	政務 登記 刊物 関防 鈐記 人事 党務 法令 雜項
二、警政類	警務 外事 治安 通緝 刑事 国籍 戸籍 交通 取締 雜項
三、社会類	救済 自治 農業 工業 商業 宗教 風民化 団体 經濟 宣伝 雜項
四、財政類	財務 行政 税捐 金融 債券 田賦 小本借貸 雜項
五、地政類	登記 調査 転移 公産 官産 敵偽産 収用 雜項
六、教育類	学務 文化 初等 中等 社教 雜項
七、工務類	工程 建築 溝渠 河道 房基線 水利 建設 雜項
八、公用類	電務 汽車 郵政 自来水 標準 公園 雜項
九、衛生類	清潔 医務 防疫 禁毒 雜項
十、會議類	市政會議 会報
十一、編纂類	
十二、雜項類	
(十三、民政類)*	(戸政 役政 自治 撫卹)*

\*添削の際に原案に加えられたもの

J001-007-00631「北平市政府關於制定、修正、廢止有關保管档案規則的令及函」をもとに作成。

表1からわかるように、戦後の分類は戦前と比べて、より組織構成を反映したものになった。二から十までは、北平市政府の所属機関に対応しており、組織規程に定められた順序<sup>43)</sup>とはやや異なる。この表が示した順序は、必ずしも市政府における各機関の重要度をあらわすものではないが、北平にかかわるいくつかの政治課題を反映していると考えられる。なかでも、前述した民政局の新設は見過ごすことができない。民政局は組織規程でも、北平市政府所属機関の第一位(秘書処を除く)であり<sup>44)</sup>、民政類の自治、選挙等の項目は、戦後における最も重要な課題の一部とも言えよう。とりわけ戸籍調査と選挙は、この時期の重要な政治課題である憲政への移行が実現するために不可欠なものであり、この分類の増設からは、民政局の重要性がうかがえる。また、その業務の一つである国民身分証政策の施行等も国家が国民に対するコントロールの象徴として注目に値する。そのほか、1947年に档案整理を始めた時点で作成された分類表の原案(表2)では不完備だった教育類の分類に、表1のように国民教育、電化教育、美化教育、童子軍、青運、接収等が加えられ、より時代の必要を反映したものになっていた。詳しい分析は割愛するが、上述の档案分類表を解読することは、北平市政府の档案編成への把握につながるのみならず、当時の北平にまつわる政治、経済、社会の諸状況への理解を一層深めることにも有益である。

#### 4. 保存、利用と廃棄

本節では、北平市政府全体を視野に入れ、その公文書の保存利用および廃棄を論じる。

文書の保存年限については、当時においてもすでに認識されており、行政院もそれに関する規程<sup>45)</sup>を制定したが、北平市政府では統一ではなく、各科に任せる形式を採っていた。秘書

43) すなわち：民政局、財政局、教育局、社会局、地政局、衛生局、工務局、公用局、警察局、という順番であった。

44) 「北平市政府組織規程」北平：『北平市政府公報』第2巻第9期、1947年。

45) 「行政院頒發『文卷保存年限四項原則』」前掲『民国時期文書工作和档案工作資料選編』、460頁。

処や財政局の档案保管規程は、文書の保存年限を科ごとに必要に応じて定められるものとし、年限を超えた文書は（科以外の場所に）別置きすることができると規定した<sup>46)</sup>。警察局（公安局）は戦前においては暫定的に1年、3年、5年、10年、永久保存という5種類の期限を設定しており、戦時中はさらに1年、5年、10年、永久保存と4種類の期限を文書の内容に応じて細かく規定した。だが、定期的に文書整理、廃棄を行っていたかは不明であり、長年保存された文書もあった。例をあげれば、1946年11月に、警察局が当局の楽隊の文書776件を廃棄しようと、市長に指示を仰いだ。その理由は、当該文書は1927年以前のものであり、すでに保存期限が過ぎたからという<sup>47)</sup>。文書の廃棄は上級機関の許可が必要で、勝手な廃棄は禁じられていたが、許可なく廃棄されることがないわけではなかった。とりわけ警察局の場合は、前述のように文書の量が多く、管理の面にも不備があった。以下は警察局に焦点を絞り、二つの事件からその文書の保存と廃棄を詳しく論じたい。

まずは戦時中に警察局牲畜管理处旧址で起きた窃盗事件である。牲畜管理处旧址には警察局文書股、会計股、統計股の古い文書が保管されており、その駐守所に警察官が駐在し、文書の管理を担当していた。だが、1944年8月に、副班長の周桂泉、警察の馮潤池、史振民らがそれらの文書を盗み、古紙として売り出したことが発覚した。調査したところ、当該文書は清末の統計書等も含んでおり、約200キロを回収できたが、文書の総数がわからないため、どのくらい紛失したかは調べようがなかった。警察局はそれらの文書を古くて価値のないものとしながらも、窃盗犯として周桂泉らを処分した<sup>48)</sup>。

続いて警察局司法科文書の恣意廃棄事件を見てみよう<sup>49)</sup>。その事件に関する情報は多岐にわたったり、鍵となる事実の一部は未だに明らかになっていない。何件かの調査報告に沿って、事実に近いと思われる経緯を時系列に整理してみると、次のようになる。事件の発端は日本占領期に遡る。1945年7、8月頃、警察局は所轄各科に、重要でない文書および不要文書を調査して廃棄するよう命じた。よって当時の警法科は1935年から1939年までの不要文書45056件を選び出し、当科保管室の外（通路）の地面上に置いた<sup>50)</sup>。その後、まもなく戦争が終わり、警察局も接收されたため、上述文書は移動しておらず、廃棄も行われなかった。1946年4月19日、司法科職員王維藩が保管庫に行った際に、通路に置かれた文書の紛失に気づいた。保管庫の職員に問い合わせたところ、当該文書はすでに1945年11月に、司法科の職員卓祥餘に1週間をかけて、車で運び出されて廃棄されたという。王維藩はこの件を報告し、局長の陳焯も了承した。しかし、陳は市長には報告せず、5月8日に知らないふりをして当該文書の廃棄を申し込んだ<sup>51)</sup>。秘書処はそれらの文書はまだ参考の価値があるとし、廃棄を却下した。一見落ち着いた

46) 「北平特別市財政局保管档案規則（民国十八年九月二十一日第四次局務會議通過）」北平：『北平特別市市政公報』1929年第13期。

47) 「北平警察局關於注銷失効档案的呈文、清冊及市府指令」、J001-007-00641、1946年11月21日。

48) 「北京特別市警察局五隊關於周桂泉（ママ）等私運旧日卷宗一案的呈」、J181-023-20126、1944年8月。

49) 「北平警察局關於卓祥餘運銷档案的呈文及市府的指令」、J001-007-00641、1946年5月～1947年1月。

50) 宝泉局档案保存庫は前京師警察庁の監禁室であった。保存庫の通路の両側に個室が十数個あり、それぞれ各科の档案が保管されていたという。

51) 秘書処の調査報告書は、陳の申し込み文書に廃棄档案の目録が添付されたことから、当該文書はその時点ではまだ存在していた可能性があるのではないかと判断した。だが、その目録は実際

たに見えるが、陳焯も卓祥餘も退職していた半年後の11月5日、新局長の湯永成はようやくそれらの文書の紛失を市政府に報告した。ここで、一つの疑問点としては、卓祥餘は保管庫の鍵を借りて、1週間も費やし、一人で4万件あまりの文書運び出したことは、市長の許可または局長の指示を得られずにできるのか、という問題である。その動機もまた不明であった。結果的には、秘書処は公務員服務法第20条、第23条、公務員懲戒法第2条、第11条、および刑法第138条（公文書毀棄罪）<sup>52)</sup>により、元局長の陳焯と元職員の卓祥餘の行為を違法だと判断し、処分を求めた。だが、その二人はともに退職したため、責任の追究が果たしてできたのかは不明である。

この二つの事件からみると、北平市警察局の半現用、非現用文書に対する管理のずさんさが浮き彫りになっている。それらの文書は保管場所が一定ではなく、何か所に分けて管理されていた。だが、現場の管理者は必ずしもその価値を認識できたとは言えず、廃棄が行われずに長年保存の文書にもなると、警察局もその内容を把握できていなかった。その結果、保管現場による勝手的な廃棄が発生し、貴重な档案に散逸の恐れをもたらしてしまっただけでなく、紛失した後の調査も容易ではなかった。

利用に関しては、档案の散逸を避けるように保存に主眼を置いていたゆえ、閲覧および貸出が市政府内にとどまっていた。その際に、証明書等が必要となり、記録を残すような形を採っていた<sup>53)</sup>。総じて言えば、上述のような整理、編成は行政効率の向上を主な目的にし、職員が仕事を進めやすいように行われてきたため、一般市民に開放するという発想はもちろん存在せず、現用・半現用段階では、文書をあくまで執務の参考として保存していた。

非現用文書になったものは、まったく公開しないというわけではなかったが、公開の範囲が限られていた。次節で述べる国史館設立案の審査意見からわかるように、国民政府の認識では、公開できる各機関档案の収集整理は、国史の編纂につながるものであり、学術機関に委託すべきだと、すなわち档案の公開、利用を学術研究の一環としてとらえた。档案を重要視し、慎重な態度をとっていたとはいえ、もっぱら文献の保存や、档案の学術に対する大切さを強調し、それ以外の理由をあまり言及されなかった<sup>54)</sup>。

---

にいつ作成されたのかは不明なため、当該档案の存在を証明する証拠にはならないと考えられる。

- 52) 公務員服務法第二十条：公務員は職務上に保管する文書、財物に対し、最善を尽くして保管する責任があり、毀損または個人に流用してはいけない。第二十三条：公務員は本法を違反する行為があるとき、その長官はその事実を知ったにもかかわらず、法律によって処罰しない場合、処分を受けるべきである。公務員懲戒法第二条、第十一条は公務員の違法および職務怠慢に関する条文であり、公務員がそういった行為をした場合、懲戒を受けるべきとし、公務員懲戒委員会に移送するよう規定した。
- 53) 戦前、戦後とも。「修正北平特別市市政府保管档案規則（中華民國十八年八月二十九日本府公布）」北平：『北平特別市市政公報』1929年第10期。「北平市政府秘書処保管档案規則（三十五年十月十五日公布）」北平：『北平市政府公報』1946年第1卷第12期。
- 54) 藤岡講、謝葆元記『档案論文彙編 第一種 旧档案之整理与保存』南京：行政院及所属各部会档案整理処、1935年、5～7頁。

## 5. 移管と接收

本節では、北平市政府の档案（非現用文書）の移管および国共内戦期後の接收について論じる。前節から見てきたとおり、北平市政府の公文書は組織内に保存されており、北平での移管先は言及されなかった。だが、この時期には、国家レベルにおいて、档案の受け入れを求める機関が二つあった。すなわち国史館と、国民党党史編纂委員会である。前者は中華民国の国立アーカイブズで、後者は国民党のアーカイブズであり、両者とも今日まで存続している。

国民党は中華民国を統治する全国政権になる前から、党史を国民党の先進性と合法性の証明とみなし、党史を用いた宣伝を重視していた。そのため、党史の編纂は比較的早い段階で行われており、南京国民政府成立後まもなく、1929年春に開かれた国民党第3期中央執行委員会第1次全体会議が党史編纂委員会（党史会と略称する、現在は党史館と改称）の設立を決議した。その後、党内の審査を経て、1930年1月6日、中央執行委員会第62次常務会議にて、党史史料編纂委員会と改称された。2月13日、中央執行委員会第73次常務会議は「党史史料編纂委員会組織大綱」を可決した。「大綱」によれば、同会は中央党部委員会に直属し、国民党に関する史料の収集、編集、出版を目的とし、史料档案庫および史料陳列室を有していた<sup>55)</sup>。党史会は国内外の党政機関に対し、史料の提供を呼びかけたほか、人員を各地に派遣して、モノ資料（「総理記念品」、「革命記念品」等）を含めた党史史料を広く収集していた<sup>56)</sup>。その作業は日中戦争期においてもなお続いており、合わせて抗戦史料も収集していた<sup>57)</sup>。

他方で、国のアーカイブズに相当する国史館の設立は1947年まで待たなければならず、党史会の設立より約17年も遅れた。とはいえ、国史館を設立する動きは日中戦争前に遡ることができる。1931年に、北伐勝利にともなって廃止された北京政府の国史館を、新たに南京にて設立する案が可決されたが、3年を経っても実現できなかった。これに対して、邵元冲らは憂慮を示し、1934年に中央執行委員会に「重設国史館案（国史館を再び設立する案）」を提出した。同年4月、同案の審査会が行政院で開かれ、国史編纂の必要性について議論し、档案史料の重要性を強調した<sup>58)</sup>。そこで、同会は行政院、内政部、教育部、故宮博物院、中央研究院が協力し、まず南京に国立档案庫籌備処を設立すると決議した。審査結果によれば、中央および各地方政府（付属機関を含む）、公共団体は毎年、そのすべての档案文書を登録したうえ、上級機関に報告し、さらに国立档案庫に転送しなければならず、档案文書を廃棄するときも同じく上級機関を経て国立档案庫の判断を仰がなければならない。だが、北平市政府は1934年の時点で、档案文書の随時登録を行っておらず、また同年度以前の文書目録の分量が3000万字を超えたた

55) 「党史史料編纂委員会組織大綱（十九年二月十三日中央第七十三次常務會議通過）」南京：『中央週報』1930年第90期。

56) 「中央執行委員会党史史料編纂委員会徵集本党革命史料通告」南京：『中央週報』1930年第118期。「国民党党史史料編纂委員会史料档案整理工作概況」中国第二歴史档案館編『民国時期文書工作和档案工作資料選編』、624～629頁。

57) 「中国国民党中央執行委員会党史史料編纂委員会徵集史料啓事」重慶：『教育部公報』1943年第15卷第1期。抗戦期の党史会については、林一厂著、李吉奎整理：『林一厂日記』北京：中華書局、2012年、およびその付録「党史史料編纂委員会紀事」（龍鉄元著）に詳しい。林の記述によれば、党史会は1946年1月から1947年5月3日まで、史料1561件を収集したという（801頁）。

58) 前掲『档案論文彙編 第一種 旧档案之整理与保存』、7頁。

め、登録および国立档案庫への報告はすぐにはできなかった<sup>59)</sup>。

それから3年後の1937年に日中戦争が勃発すると、北平は占領され、档案の整理、報告は中断を余儀なくされた。同時に、重慶に遷都した国民政府では、再び国史館の成立を求める動きが現れた。国家存亡の危機に直面するなか、国民党元老の張継らは、国と民族の存続を国の歴史の有無と関連づけ、国史編纂の重要性を力説した。そして1939年12月26日、国民政府臨時会議が国史館籌備委員会の設立を決議し、主任委員に張継を任命した。翌年2月、籌備委員会は重慶にて成立し、事業を始めた。戦時中の財政難にもかかわらず、同会は史料の収集と国史編纂を続け、アーカイブズとしての役割を果たした<sup>60)</sup>。

同会は国史の編纂にあたり、一般図書よりも档案文書を極めて重視していた<sup>61)</sup>。国民政府は同会の要請を受け、籌備委員会の史料収集に便宜を図るよう、各機関に通達<sup>62)</sup>を発したほか、さらに、1941年10月25日に「各機関保存档案暫行弁法」を公布した。「弁法」によると、各機関は档案を勝手に廃棄してはならず、半年をめどに所蔵档案の目録を作成し籌備委員会に送らなければならない。保存不要となる档案は同会の判断によって、国史関係とされるものは同会に移管する。また、必要に応じて同会に寄託することも可能であるとされた<sup>63)</sup>。こうして、籌備委員会は戦前の国立档案庫籌備処時代から、準備段階(籌備)とはいえ、制度上はすでに評価選別の機能を備えていたと言える。しかしながら、「弁法」は実質的な強制性を持たず、戦時中ということもあり、半年の期限を超えた8月後、移管はおろか、多くの機関は档案目録の作成すら行っていない<sup>64)</sup>。

そして抗戦の勝利を迎えた1945年、新たな問題が生じた。それは、首都が重慶から南京へもどる(還都)際に、荷物となった档案文書をどう処置するのか、また各地の接收にあたり、傀儡政権(敵偽政権)および抗戦史料をどう保存するのか、という問題であった。档案の廃棄や紛失に鑑み、国史館籌備委員会と党史会は連合弁事処を立ち上げ、各機関の旧文書を引き受けた<sup>65)</sup>。このような傀儡政権の档案は、北平には特に多かったため、同組織は接收档案駐平弁事処を設け、日中戦争とそれ以前の保存不要となった公文書、および抗戦関係の資料(文字、モノ問わず)を一切選別せず、すべて移管させる方法を探っていた<sup>66)</sup>。のちの国史館(1947年

59) 「北平市政府転抄行政院關於重設国史館的訓令及市府有關的呈文、公函等」、J001-007-00040、1934年。

60) 劉永祥「民国時期国史館の変遷」広州：『學術研究』2015年第2期。

61) 「張継等十三人提議『国民政府通令所屬以廢存档案移交国史館籌備委員会保存案』」前掲『民国時期文書工作和档案工作資料選編』、464～465頁。

62) 「国民政府關於国史館籌備委員会派員調查各機関档案給予便利的訓令」前掲『民国時期文書工作和档案工作資料選編』、463頁。「国民政府關於廢存旧档移交国史館籌備委員会保存的訓令(1941年5月5日)」前掲『民国時期文書工作和档案工作資料選編』、464頁。

63) 「国民政府頒發『各機関保存档案暫行弁法』(1941年10月25日)」前掲『民国時期文書工作和档案工作資料選編』、466頁。

64) 「国史館籌備委員会關於各機関不執行『保存档案暫行弁法』給国民政府的呈(1942年7月3日)」前掲『民国時期文書工作和档案工作資料選編』、468頁。

65) 「国民政府關於党政軍機關旧档的訓令(1946年2月26日)」前掲『民国時期文書工作和档案工作資料選編』、469～470頁。「国史館籌備委員会、中央党史史料編纂委員会会同接收党政軍各機関旧档案弁法」前掲『民国時期文書工作和档案工作資料選編』、470～471頁。

66) 「北平市政府關於行營電飭無須保存之旧档案移送国史館史料編委會的訓令(附接收档案弁法一份)」、J001-004-00213、1946年。

1月成立）の報告によると、抗戦勝利後、同館は各機関の旧文書69133巻、党史会との連合弁事処は各機関の旧文書133272巻、傀儡政権档案108438巻、北平連合弁事処は各機関の旧文書188223巻、傀儡政権档案130786巻を、それぞれ引き受けた<sup>67)</sup>。

1949年1月31日、北平は戦火を交えることなく、無血開城を遂げた。2月2日、共産党の中国人民解放軍が入城し、その直後に国民党政権のあらゆる組織を接収し始めた。北京市軍事管制委員会は、物資と同時に接収された文書資料の確保と移管を計画的に行ったため、国民党北平市政府の档案をはじめ、数多くのアーカイブズは比較的完全な状態で残された<sup>68)</sup>。それらのアーカイブズは、軍事管制委員会が撤廃した1955年2月に、中央軍事委員会档案馆に移管され、またその大部分は1958年4月に北京市档案馆に移され、のちの同館所蔵民国期アーカイブズの主体となった。ほかには、一部の外事に関する档案は1982年に外交部から移管された<sup>69)</sup>。

ここで、北京市档案馆の概況を簡単に紹介しておく。1958年12月20日、北京市人民委員会行政会議は北京市档案馆を設立すると決議した。同館は翌年4月に正式に開館し、当時は民国期以前（いわゆる「旧政権時期」）の档案や1949年後に撤廃した国家行政機関等の档案のみを接収、保管する機関であり、同人民委員会弁公庁に所属していた。その後、幾度の変遷を経て、1981年に中国共産党北京市委員会（市委）、北京市政府に直属することになり、現在の組織の雛形を備えた。以来、档案の収集、整理、編成作業等、アーカイブズとしての役割を果たすとともに、北京市全体の档案行政管理をも担当している<sup>70)</sup>。

## 補 論

本節は、補論として、北京市档案馆所蔵の北平市政府档案（J1全宗）を中心に、当該档案の記述編成と公開利用の現状を紹介し、その問題点を指摘したい。

1987年中華人民共和国档案法の施行によって、档案の公開利用が義務付けられるようになった<sup>71)</sup>。1996年1月に、北京市档案馆の一般公開にともない、『北京市档案馆指南』（以下『指南』と略称）を題した本を出版し、「全宗」（フォンドレベルに相当するもの）ごとに同館所蔵のアーカイブズを紹介した。『指南』では、当該文書群の年代、履歴、伝来、数量および内容概要等が記されており、それらの記述は現在、同館のホームページで見ることできる。同書は2015年11月に改訂され、新しい情報が加えられた。また、档案馆にはファイルレベルの紙目録が置かれている。

編成は原則として、一連の業界標準からなる「中華人民共和国档案行業標準」によって規定されている。北平市政府档案の編成レベルは三つあり、ファイルごとにJ001-001-00001のような三段式（それぞれ「全宗号」、「目録号」、「案卷号」と呼ばれ、フォンド、シリーズ、ファイル

67) 「国史館成立経過及工作概況」前掲『民国時期文書工作和档案工作資料選編』、634～637頁。

68) 「档案的和平接収」北京市地方志編纂委員会編『北京志・档案卷档案志』北京：北京出版社、2003年、394～396頁。

69) 北京市档案馆編『北京市档案馆指南』北京：新華出版社、2015年、21頁。

70) 前掲『北京市档案馆指南』、「前言」。

71) 「中華人民共和国档案法」（1987年9月5日通過、1997年7月5日改正）、<http://www.bjma.gov.cn/bjma/300478/301136/331767/334343/index.html>（2017年8月23日閲覧）。

に該当する)の整理番号が付されている。Jは民国期以前の档案を表すもので、J001は北平市政府(傀儡政権時代を含む)全宗に付された番号である。ただ、当該档案は移管当初から今日に至るまで、どのような整理が行われてきたのかは完全に遡ることができない。たとえば、上述档案の大部分は、表紙の上辺に「北京市革命委員会清档小組」と書かれている罫線スタンプが押されており、左からそれぞれ「全宗号」、「目録号」、「案卷号」という順番で整理番号が記されている。「清档小組」とは、文化大革命中に存続していた組織であり、「清理階級隊伍」(階級隊伍を整理する)、「揪叛徒」(裏切者を洗い出す)という名目の下に、いわゆる旧政権档案を利用し、かつて国民党政権につとめた人々の名前を調べたといわれる<sup>72)</sup>。また、一部の表紙には、下辺のほうに「北京市档案馆」と書かれたスタンプがあり、上から同じく「第XX号全宗」、「第XX号目録」、「第XX号案卷」という表記がある。これはどの時期につけられたかは判断できない。上述の二種類の整理番号は違っており、現在の番号は「清档小組」の番号と一致している。

編成の特徴としては、次の二点があげられる。一つ目は原秩序尊重原則をふまえた点である。前述のように、当該档案は幾度の紛失や再編成等を経て、文書群内部では重層的構造が形成されており、整理済みとそうでないものが混在している。档案の形態からみると、民国期においてすでに整理され、まとめられた簿冊またはファイル文書があり、「北平市政府 XX案卷第YY冊」、年代および整理番号の書かれた表紙(罫紙)がついている。それらの档案に関しては、整理者はほぼ解体していないと見られる。対して整理されていなかったもの(上述のような表紙がない)も多くある。それに関しては、整理者が表紙(白紙か罫紙かはバラつき、タイトル、年代、ページ数あり)をつけたと考えられる。また、ファイル内の文書は必ず関連性があるとは限らないが、これも当時の文書管理の実態と文書の原秩序を反映したものであり、整理者は無理に統一したり崩したりせず、原状のままに編成したと思われる。二つ目は、編成は戦前、戦後北平市政府の档案と日本占領期の傀儡政権の档案を人為的に分断せず、一つのフォンドにしたことである。このような編成では市政府組織の一貫性とアーカイブズの連続性が保たれ、評価すべきであると思われる。

しかし、利用の面からみると、当該档案の記述に問題がないわけではない。まず、分類と階層構造について、『指南』は8つの部分(初版は7つ)を分けて北平市政府档案の内容を説明しているが<sup>73)</sup>、その分類の順番は整理番号(目録号)の順番と一致しておらず、整理番号の欠番もある。そのため、ファイル目録を見るだけで、文書群の階層構造が見出しにくく、どのような基準で分類されたのか、疑問を持たざるをえない。次は記述について。ファイルレベルの記述(ファイル目録)は、整理番号、タイトル、年代という3つの項目からなり、作成者等の出所情報は記されていない。加えて、3つの項目のうち、タイトルと年代、特にタイトルは曖昧なところが多い。例をあげれば、「北平市政府秘書処保管档案規則及市政府会議記録和有關文件」(J001-007-00168)を題する49ページのファイルがあり、一見、市政府秘書処の档案保管規則になるが、確認したところ、実際に档案保管規則に関する内容は14ページだけで、ほかの

72) 前掲『北京志・档案卷档案志』、4頁。

73) 前掲『北京市档案馆指南』、21～23頁。楊叢瑀「怎樣編好档案館指南」北京市档案馆編『蘭台耕耘集(下)』北京：中国档案出版社、1997年、618～621頁。黄玉竹「『北京市档案馆指南』的編写方法及特点」前掲『蘭台耕耘集(下)』、637～641頁。



ページはすべて別の内容（収支表、衛生関係等）である。北平市政府の財政状況を調べたい利用者は、目録を見るだけでは、財政と関係があるとは思えないであろう。このような不完全なメタデータが散見されており、ファイルの内容への把握は不十分に見える。その結果、利用の支障をきたすことがありうる。利用にあたっては、当時の組織構成および行政規則の背景知識、ときには運も必要となり、歴史研究者はともかく、一般利用者にとってはハードルが高い。さらに、上述のファイル目録はそのままインターネット目録（データベース）に転用されたため、インターネット利用に不便をもたらしている。

そこで、より有効な現状改善を求めるとすれば、階層構造に関する記述、メタデータの修正と補足、キーワードの導入、および件名目録の作成等が必要と考えられる。上述のように、一部のファイルは内部秩序が混乱しているため、ファイルレベルのメタデータだけでは不十分であり、そして同じような問題は日本でも存在する。とりわけファイル名と年代記述の曖昧さ<sup>74)</sup>は、最も利用者に影響を与える部分であり、早急に改善しなければならない<sup>75)</sup>。いずれにせよ、文書の形成過程に関する考察や構造分析等を含め、文書群への全般的な把握は不可欠であり、歴史学とアーカイブズ学のさらなる連携が求められる。

最後に簡単ながら、当該檔案の公開利用の現状について紹介する。

前にも述べた通り、中華人民共和国檔案法の施行により檔案の公開利用が義務化されるようになった。現在北京市檔案館の規定によれば、中国公民は身分証明書または紹介状を持っていれば、誰でも公開した檔案を利用することができる。外国人も一定の条件を満たせば、同じく利用できる<sup>76)</sup>。

利用者が立ち入れるスペースは、大まかにホールと閲覧室に分けられる。ホールには受付、紙目録と参考書のある棚、デジタルアーカイブズを閲覧するためのパソコン等があり、その奥は檔案原本の閲覧室である。原則として、デジタル化されていない檔案しか原本の閲覧ができないが、現在（2017年9月）は新館の建設と移転に伴い、原本の閲覧がすべてできなくなっている。また、デジタルアーカイブズの印刷は無料であるが、1日あたりに30頁の限度が設定されている。

インターネット上の利用に関しては、筆者がはじめて利用した2009年にはすでに進んでおり、目録および一部の檔案（画像形式）が同館のホームページに公開されていた。利用者にとっては非常にありがたいが、目録はリスト形式ではなく検索形式であり、閲覧するためにはキーワードを入力しなければならなかった。また、インターネット上のデジタルアーカイブズのデータベースは、館内利用の検索システムとは違い、検索手段が極めて単調で、整理番号とキーワード（ファイル名）での検索のみが可能であり、並べ替えも一切できなかった。

74) 加藤聖文「アーカイブズの編成と記述—近現代史料をめぐる課題」国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学（下巻）』東京：柏書房、2003年10月、217頁。

75) 職員の話によれば、民国檔案の件名目録はすでに作成済みであり、検索システムには実装するのを待つところという。

76) 「北京市檔案館檔案利用弁法」、<http://www.bjma.gov.cn/bjma/330228/330230/330232/304656/index.html>（2017年8月23日閲覧）。

2017年6月に、新しいシステムが導入され、これにより館内外のシステムが一体になり、「北京档案馆数字查阅系統」に統合されるようになった。前のシステムと比べて、絞り込み機能等を含め、検索手段がはるかに増えた。かつて別々であった各時期の档案（明清、民国、中華人民共和国等）、図書、さらに北京各区档案馆所蔵档案との横断検索もできるようになっており、利用履歴の保存もできる。ただ、デジタル画像の解像度は原本の状態によってばらつきがあり、鉛筆で書かれたものは依然として鮮明でないことが多い。

## おわりに

以上、雑多ではあるが、戦後を中心に北平市政府の公文書管理をアーカイブズのライフサイクルに沿って検討してみた。北平市政府の档案は、史料としての価値は言うまでもなく、その存在自体も同時に北平にまつわる政治状況を象徴したものである。公文書のあり方は、それを生み出す政治環境と密接な関係をもち、そのライフサイクルに対する分析は、過去の公文書管理制度を明らかにするだけでなく、組織としての北平市政府を複眼的に理解することにもつながる。また、このような考察は、当該档案の記述編成の改善にも寄与できると思われる。

## 謝 辞

本稿は、平成28年度アーカイブズ・カレッジ（長期コース）修了論文「内戦期における北平市政府の公文書管理」を加筆、修正したものである。執筆にあたり、カレッジの授業をご担当された先生方をはじめ、国文学研究資料館、北京市档案馆の職員のみならず、2016年度アーカイブズ・カレッジ修了論文報告会を企画して下さった先輩方、また報告会にご参加された方々から多大な協力と貴重なアドバイスをいただいた。この場を借りて、厚くお礼を申し上げたい。